

令和6年度事業計画書

I 基本方針

我が国は、世界でも類を見ない超高齢社会に突入している中で、健康で働く意欲のある高齢者は増え、地域社会の課題解決の担い手となって活躍するシルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）は、ますますその役割を果たすことが求められています。

このような状況の中で、令和5年10月から適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が導入され、さらに、令和6年秋に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス新法」という。）の施行が予定され、シルバー人材センターを取り巻く環境は大きく変化しています。

これらの状況を踏まえ、厚木市シルバー人材センター（以下「センター」という。）では、令和5年度から新たにSDGsの理念と軌を一にした「第2次基本計画」がスタートしました。

2年目となる令和6年度は、会員の拡大を軸に据えて、入会促進、退会抑制及び女性会員の増強、さらに、フリーランス新法に適切に対応するためシルバー事業における新たな契約方式への円滑な移行を進めるとともに、引き続き「自主・自立、共働・共助」の基本理念の下、会員、役職員等が一体となり、事業の一層の活性化等に取り組んでまいります。

1 計画の視点

- (1) 会員の増強
- (2) 受注の拡大
- (3) 組織体制の充実
- (4) 安全・適正就業の徹底
- (5) 財政基盤の確立
- (6) 連携・交流活動の推進

2 事業計画目標

- (1) 会員数 1,040人
- (2) 契約金額 4億7,000万円

Ⅱ 令和6年度実施計画

健康で働く意欲のある高齢者の希望に応じた、「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務」に係る就業機会を確保するとともに、生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図り、地域社会づくりに貢献するため、「第2次基本計画」の適切な進行管理により、事業計画の目標達成に向けて、次の事業に取り組みます。

1 会員の増強

令和3年度の「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(以下「高齢法」という。)の改正以降、センターへの新規入会者数は多くを望めないことから、高齢者の就業や生きがい支援を行える魅力あるセンターづくりを推進し、新会員の入会促進を目指すとともに、女性会員の増強及び既存会員の退会抑制を図るなど、さらなる会員の増強に努めます。

(1) 入会の促進

- ア ホームページ及び会報「ねんりん」による情報発信の推進
- イ 広報あつぎ、ミニコミ誌及び新たな広告媒体による情報発信の推進
- ウ 会員自らが広告パーソンとなるロコミ活動の推進
- エ 「シルバーの日」及び地域イベント等への参加による地域に密着した普及啓発活動の推進
- オ 定期的な入会説明会の実施及びWEB入会説明会の充実

(2) 女性会員の増強

- ア 女子の会「さつき」及び地域班における女性部会の支援
- イ 女性会員の趣向に沿った業種の開拓とマッチングの推進
- ウ 女性会員の積極的な役員及び委員会等への登用の推進

(3) 退会会員の抑制

- ア 就業相談等の充実
- イ ワークシェアリングの推進
- ウ 会員向け専用サイト「Smile to Smile」を活用した情報提供の推進

2 受注の拡大

超高齢社会の進展を背景に、生活支援が必要な一般家庭から家事援助などの仕事を積極的に請け負うとともに、会員の経験や知識、希望する職種の受注拡大及び民間事業所や公共団体等から継続的な仕事の新規受注を目指して、効果的な情報発信及び営業活動を展開していきます。

(1) 就業の開拓

- ア ホームページ及び会報「ねんりん」による情報発信の推進
- イ 広報あつぎ、ミニコミ誌及び新たな広告媒体による情報発信の推進
- ウ 会員自らが広告パーソンとなるロコミ活動の推進
- エ 民間事業等への訪問営業活動の実施
- オ 労働者派遣事業の推進

(2) 高齢社会に対応した地域貢献事業の受注拡大

- ア 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- イ 「空き家等対策」関連事業の推進
- ウ 放課後児童クラブ補助員派遣の推進

3 組織体制の充実

公益社団法人として、公益目的事業を着実に実行するため、顧客満足度の向上を視野に、発注者からのニーズに迅速に対応できるよう会員の資質の向上を通して就業体制を整備します。

また、効果的な事務事業を推進し、委員会をはじめとする「地域班」や「職種班」など各組織間の連携強化により、会員満足度の向上に繋げていきます。

さらに、フリーランス新法の対応として、契約関係等の見直し、変更時期の検討、発注者・会員への周知及び事務処理等に万全を期して、円滑な移行を進めます。

(1) 会員組織の充実

- ア 委員会、地域班及び職種班等の会員参画の推進と女性会員の

積極的な登用の推進

- イ 地域班活動の役割の周知
- ウ 「除草班」「植木班」の増員及びリーダー等後継者育成の推進
- エ 「接遇研修会」による就業マナーの醸成と研修会等によるスキルアップの推進
- オ ICTによる会員への情報共有の推進

(2) 事務局体制の強化

- ア 定員管理計画の推進
- イ 職員の会議や研修会等への参加による資質向上の推進

(3) フリーランス新法への対応

業務のデジタル化推進によるフリーランス新法の履行への対応

4 安全・適正就業の推進

会員の傷害事故、賠償事故及び就業不履行等によるトラブルを防止するため、安全就業に係る適切な指導及び情報提供を行い、安全意識の向上に努めるとともに、危険・有害な作業は受託しないなど、適正就業に努めます。

また、会員の健康は安全就業に大きく影響することから、健康管理等も含めた安全・適正就業の徹底を図り、さらに熱中症の予防等健康に対する自己管理の意識高揚を推進します。

(1) 安全・適正就業の徹底

- ア 事故状況の情報共有による未然防止及び再発防止の推進
- イ 「安全・適正就業基準」及び「適正就業ガイドライン」の周知徹底
- ウ 就業マニュアルの遵守とアップデートの推進
- エ 会員による安全パトロールの実施
- オ 「安全・適正就業強化月間」の関連事業の実施

(2) 会員の健康管理の推進

- ア 健康診断の情報提供と受診の啓発

5 財政基盤の確立

会員及び就業の拡大に取り組むことによって、自主財源の確保に努めるとともに、インボイス制度の施行後も経過措置期間に応じた安定的な事業運営に努めます。

(1) 自主財源の確保

- ア 継続業務の維持と新規受注の拡大
- イ 契約単価の見直しの実施
- ウ 経常経費及び事務事業の見直し

(2) 補助金の確保

- ア 国庫補助金の運営費交付基準の維持
- イ 労働者派遣事業推進による国庫補助金の活用

(3) インボイス制度への対応

- ア インボイス準備金積立資産の運用

6 連携・交流活動の推進

センターは、「厚木市総合計画」の実現に向けて、行政機関等との連携を進めます。

また、センターが地域社会で信頼されるためには、会員が様々な活動に参画していることが基本となることから、引き続き、魅力あるセンターとして存在意義を強力にアピールするとともに会員等による積極的な交流活動を推進します。

(1) 会員同士の連携と交流

- ア 自主サークル活動等の支援
- イ 会員間交流事業「会員研修視察」の実施

(2) 地域との連携と交流

- ア 地域団体活動への参加及び地域包括支援センター等との連携

(3) 行政や関係団体等との連携強化

- ア 厚木市及び福祉関係団体等との連携並びに協力体制の強化

7 その他

(1) ボランティア活動等の実施

ア 「一日奉仕の日」

センターの事業運営が、長年、地域の恩恵により支えられていることに感謝するため、「一日奉仕の日」に除草・清掃作業を実施します。

実施日 令和6年7月27日（土）

場 所 厚木中央公園

イ 「事業普及啓発促進月間」関連事業の実施

シルバー事業の社会的意義をアピールし、認知度の向上のため、事業普及啓発促進月間である10月第3土曜日の「シルバーの日」に、市内17地域で公共施設等の除草、清掃作業を実施します。

(2) 個人情報の保護

会員や発注者等に関する個人情報について、個人情報保護規程及び特定個人情報（マイナンバー）事務取扱要綱等に基づき、適正に取り扱います。

また、会員は講習会等を通じて、個人情報の取り扱いについて周知徹底を図ります。

(3) ホームページにおける情報公開等の充実

センターが保有する決算等の情報について適正に公開するとともに、会員、発注者及び市民の利便性の向上のため、ホームページの内容の充実と情報の共有に努めます。